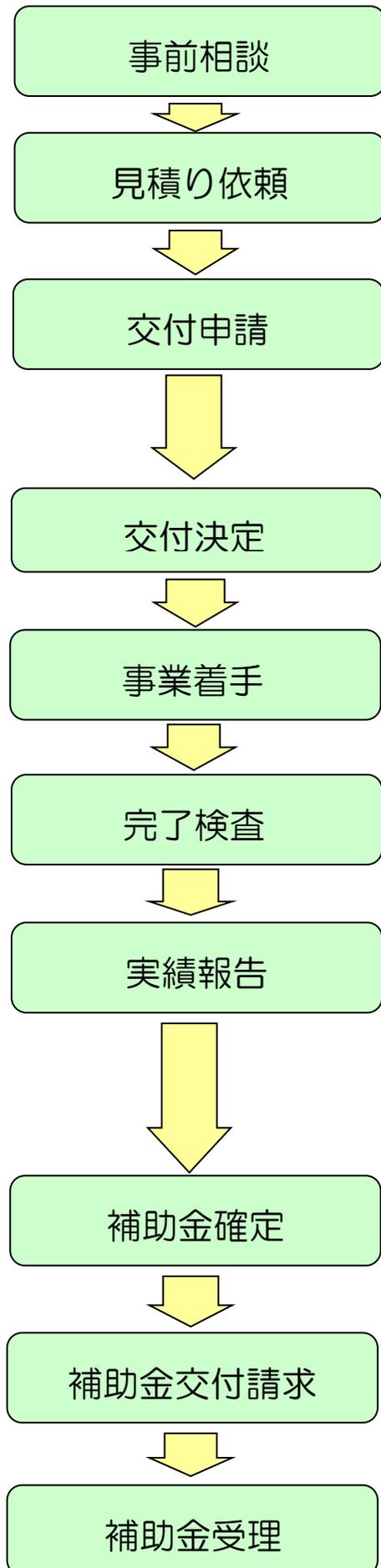


補助金交付申請の手続き概要（除去等）



- ◆ 市役所で補助の対象となる建築物であるかどうか、また、今後の手続の方法などをご相談ください
- ◆ 除去等施工業者に相談され、見積書もらってください。申請時に必要になります。
※建築物石綿含有建材調査者が除去等の作業計画の策定等を行い、その計画による現場体制に基づいて実施されるものが補助の対象となります。
- ◆ 補助金交付申請書(様式第1号)には、次の書類を添付してください。
 - ①事業実施計画書(様式第2号)
 - ②収支予算書(様式第3号)
 - ③役員等調書兼照会承諾書(様式1)
 - ④除去等工事に要する経費の見積書の写し
 - ⑤除去等工事を行う箇所を明示した申請建物の平面図、付近見取図
 - ⑥アスベスト分析調査結果報告書(写真が添付されたもの)
 - ⑦申請建物の所有者であることが確認できる書類
- ◆ 書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。
- ◆ 事業に着手したときは、速やかに着手届(様式第5号)を提出してください。
なお、除去等工事の着手(業者との契約)は、市の交付決定があつてから
- ◆ 事業が完了したときは、速やかに完了届(規則様式第6号)を提出してください。日程調整後、現地にて完了検査を行います。
- ◆ 事業が完了したときには、完了の日から起算して30日を経過する日、または補助金の交付決定があつた年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して提出してください。
 - ①収支決算書(様式第3号)
 - ②事業報告書(様式第7号)
 - ③除去等工事に係る請負契約書の写し
 - ④アスベスト除去等結果報告書(写真が添付されたもの)
 - ⑤除去等工事に係る請求書または領収書の写し
- ◆ 審査の上、補助金の額を確定します。
※補助金の額: 除去等に要した費用(1,500万円/棟を上限とする)に3分の2を乗じて得た額
- ◆ 補助金の請求は、補助金等支払請求書(規則様式第9号)に次の書類を添付して提出してください。
 - ①補助金交付決定通知書または補助金等確定通知書の写し
 - ②口座振込依頼書
- ◆ 補助金は、指定の口座に振り込みます。